

## 1 . 会社概要

会社名	株式会社 内山武組
所在地	鹿児島県鹿児島市下福元町3718番地2
事業内容	土木工事、舗装工事、解体工事
代表取締役	小倉 俊
資本金	20,000,000円
組織人数	7名
敷地面積	200平方メートル
延床面積	750平方メートル
沿革	1955年1月 個人設立創業 1966年3月 建設業登録 1974年10月 有限会社へ組織変更 1994年4月 株式会社へ組織変更 2007年8月 鹿児島市環境管理事業所活動 開始 2010年1月 KES活動を開始

## 2 . 目的及び適用範囲

### 2.1 制定の目的

- (1) 株式会社内山武組（以下「当社」という）が構築するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード(以下K E Sという)のステップ1の要求事項に適合する環境マネジメントシステムを包括的に記述する文書とする。
- (2) 社内のシステム推進のための指示・説明及び教育資料とする。
- (3) 審査登録機関への提出・説明資料とする。

### 2.2 適用範囲

当社の全ての活動、工事及びサービスに適用する。

当社の敷地内に常駐する委託業者は適用しないが、当社に常駐している委託業者の社員には当社の従業員に準じた環境教育・周知・活動を実行要請する。

## 3 . K E S ・環境マネジメントシステム要求事項

### 3.1 一般要求事項

当社は、活動、工事及びサービスが環境に及ぼす影響を確認し、環境方針及び環境影響評価結果(著しい環境影響項目)に基づき環境改善目標を設定し、K E S ステップ1に適合する環境マネジメントシステムを構築し、活動する。

### 3.2 環境方針

最高責任者は、当社の活動、工事及びサービスが環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境マネジメント活動を行うため、環境方針を制定する。

当社の環境方針は、次に記述する。

# 環 境 方 針

## 基 本 理 念

株式会社内山武組は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減及び環境保護に努力します。  
また、SDGS活動への取組をおこない社員、家族からも発信できる社内環境を構築していきます。

## 方 針

株式会社内山武組は土木工事、舗装工事、解体工事の活動、街造りのアーティストとして、工事及びサービスの環境影響を低減するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

- 1 . 当社の活動、工事及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。  
なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。
- 2 . 当社の活動、工事及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
- 3 . 当社の活動、工事及びサービスに係る環境影響のうち、以下の事項を環境管理重点テーマとして取り組みます。
  - (1) ホームページによる環境保全活動、SDGSへの取組の発信
  - (2) 事務所周辺の清掃等啓発活動（現場周辺）と教育
  - (3) 生物多様性に基づく緑化活動
- 4 . 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境方針を組織の全員に周知するとともに一般の人々が入手できるようにします。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2010年 1月 5日

改定日 2021年 7月 8日

株式会社 内山武組

代表取締役 小倉 俊

### 3.3 計画

#### 3.3.1 環境影響項目

当社の活動、工事及びサービスの環境影響項目のうち、環境に著しい影響をおよぼすと考えられるもの又はその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。

この環境影響評価の手順を3.3.1項で定める。

環境影響評価は、定期的に年1回（6月）実行するとともに、工程変更や材料変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に、定期評価と同一手順で臨時的に行うことにより「著しい環境影響項目」を最新の状態で維持できるようにする。評価結果は記録として保管する。

##### (1) 環境影響評価

環境影響項目の調査

当社の活動、工事及びサービスにおける環境影響項目を調査する。

環境影響の評価

環境影響を発生させる項目について、通常時の状態において、「K E S 環境影響評価プログラム（チェックリスト法）」により評価を実行する。

##### (2) 著しい環境影響項目及び重要環境活動項目の特定

環境影響評価した結果、特定した著しい環境影響項目及び重要環境活動項目を定め、【表 - 1】に示す。

【表 - 1】 「著しい環境影響項目及び重要環境活動項目」

工 程	著しい環境影響項目 及び重要環境活動項目	主な設備・装置等	令和2年度 改善活動項目
INPUT	電気	冷暖房機，照明	
	紙	事務用紙	
OUTPUT	産業廃棄物	廃油、廃プラスチック類	
	一般廃棄物	紙くず、生ゴミ	
教育・啓発	HPによる情報発信	SDGS活動の情報発信	
社会貢献	清掃・美化活動	団体等が行う活動への参加	○
生物多様性	緑化活動	自社敷地内	

### 3.3.2 法的及びその他の要求事項

当社の活動、工事及びサービスに適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、環境影響項目特定の判断基準にも使用する。  
 特定する手続き及びそれを参照する手順をこの3.3.2項に示す。

#### (1) 法的及びその他の要求事項の調査

環境管理責任者は、当社の活動、工事及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項とその具体的な要求事項を調査し、当社のどのような環境影響項目に適用されているかの関連も明確にする。  
 当社の「法的及びその他の要求事項の概要」を【表 - 2】に示す。

#### (2) 維持管理

作成された「法的及びその他の要求事項の概要」は、定期的に見直すと共に、法規制等に変更が生じた時や当社の環境影響項目に変更が生じた時などに見直しを行うことにより、最新の状態を維持する。

#### (3) 周知

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」を関係者に周知するため、作成・改訂の都度、連絡する。

【表 - 2】 法的及びその他の要求事項の概要の取りまとめ

区分	名称	要求事項	環境影響項目	管理者
廃棄物	廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の許可業者へ委託</li> <li>産業廃棄物収集運搬業の許可・更新</li> <li>産業廃棄物収集運搬業の年間報告</li> <li>廃棄物置場の保管規準の順守</li> <li>産業廃棄物の委託契約の締結</li> <li>産業廃棄物マニフェストを収集運搬/処分委託の都度交付、回収</li> <li>マニフェストの交付状況年間報告</li> <li>廃棄物収集運搬車の表示と書面携帯</li> </ul>	(一般廃棄物) 紙くず・生ゴミ (産業廃棄物) アスファルト殻 コンクリート殻 廃油 廃プラスチック	小倉 俊
温暖化防止・廃棄物	フロン排出抑制法 (旧フロン回収・破壊法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用時：簡易点検・専門点検の責務。一定規模以上の機器の定期点検責務</li> <li>廃棄時：回収・運搬・破壊に要する料金支払。委託確認書・取引証明書保存(3年)</li> </ul>	業務用エアコン、冷蔵庫、冷凍庫等	小倉 俊
リサイクル	家電リサイクル	・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払	エアコン・テレビ・冷蔵庫	小倉 愛子
	自動車リサイクル法	・車検又は買替時リサイクル料の支払	自動車	小倉 俊
	改正リサイクル法	・長期使用、再生資源・部品利用の努力義務	パソコン	小倉 俊
	建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生品の購入と建設副産物の再生利用</li> <li>一定規模以上の解体工事の届出</li> </ul>	アスコン、コン殻、木材等	小倉 俊
地方条例	鹿児島市環境保全条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気・騒音及び廃棄物の削減努力</li> <li>鹿児島市環境管理事業所の定期報告(年1回)</li> </ul>	装置・廃棄物自動車	小倉 愛子
大気汚染	大気汚染防止法	・石綿取扱作業従事者特別教育修了証の所得		小倉 俊
水質	下水道法	・50m <sup>3</sup> /日以上以上の汚水、下水道の機能を妨げる下水-温度・PHなど		小倉 俊

### 3.3.3 環境改善目標及び改善計画

環境方針を具体化し環境改善活動を継続的に向上させるために、環境改善目標を設定しそれを記載した環境改善計画書を作成する。

環境改善目標及び改善計画は、実行する段階で何らかの変更があった場合は見直し、必要に応じて改訂する。

#### (1) 環境改善目標

中長期の環境改善目標並びに単年度の環境改善目標は、環境管理責任者が環境方針と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にすると共に、次の事項を考慮した上で立案し設定する。

法的及びその他の要求事項の順守

環境に著しい影響を及ぼす項目

汚染の予防及び環境保護に関する約束

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含む

技術的、経済的制約から実現の可能性

利害関係者の見解

環境改善目標の概要並びに単年度実績を（付表-1）に示す。

#### (2) 環境改善計画

環境改善目標を達成するために、「環境改善計画書兼進捗管理書」（付表-2）を作成して進捗を管理する。なお環境改善計画書には以下の内容を含むものとする。

目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示

目標を達成するための具体的施策と日程を示す

目標に対する実績が確認できる

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂する。

## 3.4 実行

### 3.4.1 体制と責任

最高責任者は、当社の環境マネジメントシステムが効果的に実行されるよう環境管理責任者を任命する。環境管理責任者は、K E Sステップ1の要求事項を満たす仕組みを作成し、実行し、管理すると共にシステムの向上のための見直しと改善のための情報として活動実績を最高責任者に報告する。

### 3.4.2 文書

K E Sステップ1規格の要求事項及び事項間の関連性をこの「環境マネジメントマニュアル」に記載する。

### 3.4.3 活動

環境方針、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実行する。

## 3.5 点検

環境活動の有効性を保証するために、以下の確認、順守評価、修正と予防を実行する。

### 3.5.1 確認

環境管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理書」において月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録する。

### 3.5.2 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に監視・評価するために、業務点検を実行し、「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し、記録する。

### 3.5.3 修正と予防

環境マネジメントシステムと不適合、環境改善計画に係わる不適合及び法規制に係わる不適合の取り扱いについては、不適合発生の場合、もしくは不適合の発生を予測した場合の修正・予防処置を以下により行う。

当該部門は、不適合の原因を取り除くために、修正・予防処置計画を策定し実行する。修正・予防処置完了後「環境改善計画書兼進捗管理書」もしくは「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に修正・予防処置内容を記載し、これを環境管理責任者が承認後、記録として保管する。

- (1) 環境マネジメントシステム上の不適合及び法規制に係わる不適合  
審査機関による審査、順守評価及び最高責任者による評価等により不適合が発生した場合、直ちに修正処置を講ずる。
- (2) 環境改善計画に係わる不適合  
環境改善計画の進捗状況において、累積実績が目標値の90%を満足しない場合は「不適合」とし、直ちに原因を調査し、修正処置を講ずる。90%以上100%未満の「やや不足」が2ヶ月連続した場合は、予防処置を講ずる。

### 3.6 最高責任者による評価

最高責任者は、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直す。これにより継続的な改善活動を行うのに適切で、妥当で、かつ有効であるかを評価する。

この具体的な手順を3.6項に示す。

#### (1) 評価

最高責任者は環境マネジメントシステムが、K E S・ステップ1の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、年に1回(6月)評価を実行する。なお環境管理責任者は、最高責任者による評価には事前に必要な下記情報を準備する。

- 法的及びその他の要求事項の順守評価結果
- 環境改善活動の進捗状況
- 法規制等行政や業界等周辺動向
- 関連する利害関係者の関心事
- 前回の評価の結果
- その他、最高責任者が必要と判断した情報

#### (2) 評価結果の記録

最高責任者による評価結果は、「最高責任者評価記録」としてまとめ、環境管理責任者に配布するとともに、必要事項を明確にしてあらゆる決定及び処置を指示する。

#### (3) 改善と変更

「最高責任者評価記録」にもとづき、修正改善及び変更の処置をとる。